

序章 はじめに

1. 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布施行された。

国土強靱化は、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

こうした国土強靱化を実効あるものにするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠であり、国における国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に引き続き、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方が一体となって国土強靱化の取組を進めることが重要となる。

このため、本町においても、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される中、国土強靱化の理念や基本方針を踏まえ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、高鍋町の強靱化を推進する指針となる、「高鍋町国土強靱化地域計画」（以下、「町計画」という。）を策定することとなった。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものである。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係

